

後期高齢者医療制度の障害認定について

65歳以上75歳未満のかたで一定の障害があるかたは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1級～3級のかた
- ・身体障害者手帳4級のかたで、次のいずれかに該当されるかた

① 下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）

② 下肢障害4級3号（一下肢を下肢の2分の1以上欠くもの）

③ 下肢障害4級4号（一下肢の著しい障害）

④ 音声機能または言語機能の著しい障害

- ・療育手帳A、Aのかた
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた

・障害基礎年金1級、2級の国民年金証書をお持ちのかた

【申請方法】

◎申請場所

住民福祉健康課 保険年金係

◎持参するもの

- ・現在加入している保険証（被保険者証）
- ・印鑑
- ・障害の程度がわかるもの（障害者手帳、年金証書（障害年金）など）

【保険料について】

障害認定により後期高齢者医療制度に加入する場合は、加入月から後期高齢者医療保険料をご負担いただきます。希望する場合は、申請前に保険料を試算します。

※月の途中で認定を受ける場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とで、それぞれ高額療養費の自己負担限度額を負担することになりますのでご注意ください。

問合せ〓住民福祉健康課

保険年金係 ☎76・1366

福祉3医療助成制度について

医療保険の適用される医療費のうち、その保険適用後の自己負担分を助成する制度です。

- ① 重度心身障害者医療費助成制度
- ② こども医療費助成制度

【対象者】

- ▽身体障害者手帳1級～3級のかた
- ▽療育手帳A、A、Bのかた
- ▽精神障害者保健福祉手帳1級のかた

▽65歳以上で障害認定を受け、後期高齢者医療制度に加入しているかた（65歳未満で障害認定を受けられる状態にあったかたに限りません。）

※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたはこの制度の対象外です。

- ③ ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

▽0歳から中学校卒業までのこども

▽母子・父子家庭の母・父と18歳未満の児童（一定の障害のある場合20歳未満。以下同じ）

▽父または母に一定の障害のある家庭の18歳未満の児童とそれを監護する父または母

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

問合せ〓住民福祉健康課

住民福祉係 ☎76・5132



飼い犬の登録・

狂犬病予防注射を必ず受けましょう！

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法で、登録と狂犬病の予防注射が義務付けられています。登録義務は1頭につき1度ですが、予防注射は年1回以上受けなければならないです。

狂犬病とは…

狂犬病は、人間をはじめ、すべての哺乳類や鳥類に感染します。一度発病してしまうと治療法はなく、100%死亡してしまふ恐ろしい病気です。そのため、予防接種が非常に大切です。

☆集合注射での接種を希望されるかた

町では、集合注射を行っています。今年度の実施日程は、次のとおりです。犬の登録をしているかたには、はがきを送付しますので、必要事項をご記入のうえ、料金と一緒に持ちください。

なお、はがきが届かなかつたかた、他市町村などで登録後転入されたかたは犬の鑑札をお持ちください。また、当日新規登録も行うことができます。

日時・会場

◎4月19日(水)

午前10時～11時30分 東見玉公民館
午後1時10分～2時30分 松久公民館



◎4月20日(木)

午前10時～11時30分 役場西側駐車場
午後1時10分～2時30分 大沢公民館

料金（1頭分）

登録済みの犬…3,300円 ①+②
新規登録の犬…6,300円 ①+②+③
(内訳)

- ① 注射料金 2,750円
- ② 注射済票交付料 550円
- ③ 登録料 3,000円

注意事項

※フンの始末などの、マナーを守って接種を受けてください。
※右記日程で都合がつかない場合は、動物病院などで個別接種を受けてください。その場合、注射料金が右記とは異なる場合があります。

☆次の時は必ず届け出てください。

- ・犬が死亡したとき
- ・飼い主の住所・氏名が変更になったとき
- ・美里町に転入されたとき（前住所地で交付された鑑札をお持ちください。）

問合せ〓建設水道課

☎76・5134

建設環境係

納税者の皆さんへお知らせ

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧と固定資産税台帳の閲覧制度を利便してみませんか

① 土地、家屋帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は（自己所有の土地だけでなく他の所有の土地も含めて）土地課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

また、家屋の納税者は（自己所有の家屋だけでなく他の所有の家屋も含めて）家屋課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

② 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りているかたはその土地について、家屋を借りているかたはその家屋とその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③ 宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、どなたでも閲覧できます。

■縦覧・閲覧期間



(1) 土地、家屋帳簿の縦覧について

4月3日(月)～5月31日(水)の午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

(2) 固定資産課税台帳の閲覧と宅地の標準的な価格の閲覧について
毎日、午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

■縦覧・閲覧場所

総務課 税務係窓口

■手数料

①、③は無料で、②については、縦覧期間以外は有料になります。

■持参するもの

①、②を希望されるかたは、身分証明書（免許証、保険証等）と印鑑をご持参ください。代理人の場合は、代理人選任届が必要です。

なお、借地借家人で閲覧を希望するかたは身分証明書と印鑑のほかに賃貸借契約書の提示が必要になります。

問合せ〓総務課 税務係

☎76・5131